

ゴミ出しのルールを しっかり守りましょう

「ごみ出しのルールが守られないと、ごみがカラスやネコなどに荒らされるなど、集積所の近くに住む方の迷惑になります。排出時間や分別のルールは必ず守りましょう。」

担当 資源対策課

☎046(252)7985
☎046(252)7616

資源物は品目ごとに収集

缶・瓶・紙・布・廃食用油などの資源物は、効率良く収集するために、一度に全てを収集するのではなく、品目ごとに分けて収集します。例えば、集積所にダンボールなどが残っている場合でも、缶・瓶は収集が済んでいる場合があり、収集後に缶・瓶を排出すると、収集効率が悪くなるだけでなく、収集できない場合もあります。午前8時30分以降は、ごみを排出しないようにしてください。

「燃えないごみ」の日

は「燃えないごみ」

スプレーやガスなどの缶は中身を使い切り、「燃えないごみ」の日に出してください。なお、食品や飲料の缶は、資源物として収集します。

剪定枝を資源物として戸別収集

市では、家庭の庭木を剪定した際に排出する枝類(剪定枝)を無料で戸別収集しており、枝の大きなものは燃料、小さなものは家畜用のチップに使用した後に堆肥として活用しています。排出は、枝の太さ直径20センチメートル・長さ1メートル以内のものをひもで縛り(袋での排出不可)、

よくある排出の間違い

◆「燃えないごみ」の日に資源物は収集できません

資源物を収集している曜日の最終週は、割れ物や乾電池などを収集する「燃え

ないごみ」の日となり、資源物の収集はしません。

縛った束の直径は30センチメートル以内してください。落ち葉や下草は、石や砂、他のごみが混ざらないようにして袋に入れてください。一般家庭で自身が剪定した枝のみで、業者が剪定したものは対象外です。収集には、事前の申し込みが必要となり、集積所に排出した剪定枝は収集しません。



違法行為に厳正に対処するため、情報を収集しています。市では、持ち去り行為に対してパトロールを行っています。持ち去り行為

市消費生活センターは、消費者のための相談業務を行う機関です。消費者と事業者との間に生じた商品・サービスに関するトラブルや商品の安全性に関する相談などを専門の相談員が受け付け、問題解決のための助言や情報提供、専門機関

リサイクルプラザは、ごみの減量・資源化の取り組みや資源の有効利用の啓発を行うための施設で、「リサイクル家具の展示・販売」

リサイクル家具の展示・販売

家庭から粗大ごみとして出された家具などを補修して展示し、希望者へ安価で

販売しています(抽選)。

市では、資源物の持ち去り行為に対処するために、持ち去り行為の禁止命令に違反した者へ20万円以下の罰金を科しています。

資源物の排出は朝8時30分直前に

資源物の排出は朝8時30分直前に

資源物の排出は朝8時30分直前に

資源物の排出は朝8時30分直前に

資源物の排出は朝8時30分直前に

資源物の排出は朝8時30分直前に

資源物の排出は朝8時30分直前に

資源物の排出は朝8時30分直前に

資源物の排出は朝8時30分直前に

資源物の排出は朝8時30分直前に

資源物の排出は朝8時30分直前に

資源物の排出は朝8時30分直前に

資源物の排出は朝8時30分直前に

資源物の排出は朝8時30分直前に

資源物の排出は朝8時30分直前に

資源物の排出は朝8時30分直前に

資源物の排出は朝8時30分直前に

資源物の排出は朝8時30分直前に

資源物の排出は朝8時30分直前に

資源物の排出は朝8時30分直前に

資源物の排出は朝8時30分直前に

資源物の排出は朝8時30分直前に

資源物の排出は朝8時30分直前に

資源物の排出は朝8時30分直前に

資源物の排出は朝8時30分直前に

資源物の排出は朝8時30分直前に

資源物の排出は朝8時30分直前に

資源物の排出は朝8時30分直前に

資源物の排出は朝8時30分直前に

資源物の排出は朝8時30分直前に

資源物の排出は朝8時30分直前に

資源物の排出は朝8時30分直前に

資源物の排出は朝8時30分直前に

資源物の排出は朝8時30分直前に

資源物の排出は朝8時30分直前に

資源物の排出は朝8時30分直前に

資源物の排出は朝8時30分直前に

資源物の排出は朝8時30分直前に

資源物の排出は朝8時30分直前に

資源物の排出は朝8時30分直前に

資源物の排出は朝8時30分直前に

資源物の排出は朝8時30分直前に



市立リサイクルプラザ

ご利用ください 「リサイクルプラザ」

担当 リサイクルプラザ
☎046(252)7963
☎046(252)7964

ご利用ください 「市消費生活センター」

担当 広聴人權課
☎046(252)8218
☎046(252)0220

リサイクル家具の展示・販売

10月 東原二丁目16番

平成28年秋の全国交通安全運動

市交通安全対策協議会、各交通安全団体、座間警察署では9月21日(水)から30日(金)までの間、『安全は心と時間のゆとりから』『高齢者模範を示そう交通マナー』をスローガンに秋の全国交通安全運動を実施します。

運動の重点

- (1) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底を図ります。
- (2) 夕暮れ時と夜間の交通事故防止対策の推進を図ります。
- (3) 飲酒運転の根絶を図ります。
- (4) 二輪車・自転車の交通事故防止を図ります。

担当 市民協働課 ☎046(252)8158 ☎046(255)3550

架空請求に注意

紹介やあっせんなどを行います。



スマートフォンの携帯電話へ送信されるSMS(ショートメッセージサービス)を利用した架空請求トラブル

10月の購入申込

市消費生活センター